



福岡医発第 182 号(地)
令和 2 年 4 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（外科系基本領域パッケージ研修）

今般、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正が行われ、厚生労働省医政局より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

本件は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに「外科系基本領域パッケージ」が追加されるものです。詳しい改正点は、別添の新旧対照表をご参照ください。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

特定行為研修の領域別パッケージ研修の領域追加について
(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194491_000006.html

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(地6)
令和2年4月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



敏

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について
(外科系基本領域パッケージ研修)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会（本会より小職が参画）での議論を踏まえ、特定行為研修の領域別パッケージ研修に、新たに「外科系基本領域パッケージ」を追加するものです。改正点は、別添の新旧対照表をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

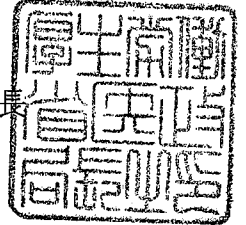
なお、改正後の通知全文につきましては、下記URLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194491_00006.html

医政発0327第71号
令和2年3月27日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

医政発 0327 第 71 号
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0317 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。第 24 回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに外科系基本領域パッケージを追加することとなった。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

本改正に係る指定申請等における様式については、下記のとおりである。なお、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成 31 年 4 月 26 日付け平成 31 年厚生労働省令第 73 号）の公布に伴う変更の届出とその経過措置については、「「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」（令和元年 5 月 7 日付け医政発 0507 第 7 号厚生労働省医政局長通知）の記の 2 の（3）～（5）で示したとおり変更はないため、ご留意頂きたい。

貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

令和元年 10 月 29 日付け局長通知の一部改正後の様式について、令和 2 年 6 月 30 日までの間、提出することが出来る。

(別添)

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知） 新旧対照表

新	旧
医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日	医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について	保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について
(前文略)	(前文略)
記	記
第1 (略)	第1 (略)
第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)	第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)
第3 留意事項 (略)	第3 留意事項 (略)
(別紙1) ～ (別紙5) (略)	(別紙1) ～ (別紙5) (略)
(別紙6) 5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)	(別紙6) 5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)
(略)	(略)
1. 在宅・慢性期領域 (略)	1. 在宅・慢性期領域 (略)

2. 外科術後病棟管理領域				2. 外科術後病棟管理領域			
特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否	特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否
呼吸器（気道確保 に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経 鼻用気管チューブの位置の 調整	○	—	呼吸器（気道確保 に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経 鼻用気管チューブの位置の 調整	○	—
呼吸器（人工呼吸 療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変 更	○	—	呼吸器（人工呼吸 療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変 更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の 変更	○	—		非侵襲的陽圧換気の設定の 変更	○	—
	人工呼吸管理がなされてい る者に対する鎮静薬の投与 量の調整	×	免除可		人工呼吸管理がなされてい る者に対する鎮静薬の投与 量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	×	免除可		人工呼吸器からの離脱	×	免除可
呼吸器（長期呼吸 療法に係るもの） 関連	気管カニューレの交換	○	—	呼吸器（長期呼吸 療法に係るもの） 関連	気管カニューレの交換	○	—
胸腔ドレーン管 理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸 引圧の設定及びその変更	○	—	胸腔ドレーン管 理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸 引圧の設定及びその変更	○	—
	胸腔ドレーンの抜去	○	—		胸腔ドレーンの抜去	○	—
腹腔ドレーン管 理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内 に留置された穿刺針の抜針 を含む。）	○	—	腹腔ドレーン管 理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内 に留置された穿刺針の抜針 を含む。）	○	—
栄養に係るカテ ーテル管理（中心 静脈カテーテル 管理）関連	中心静脈カテーテルの <u>抜去</u>	○	—	栄養に係るカテ ーテル管理（中心 静カテーテル管 理）関連	中心静脈カテーテルの <u>除去</u>	○	—
栄養に係るカテ ーテル管理（ <u>末梢</u> 留置型中心静脈	末梢留置型中心静脈注射用 カテーテルの挿入	○	—	栄養に係るカテ ーテル管理 <u>末梢</u> 留置型中心静脈	末梢留置型中心静脈注射用 カテーテルの挿入	○	—

(別添)

注射用カテーテル管理) 関連				注射用カテーテル管理) 関連			
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可		橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—
	脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可		脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
3. 術中麻酔管理領域				3. 術中麻酔管理領域			
特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否	特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—

(別添)

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	○	二
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
4. 救急領域 (略)			
5. 外科系基本領域			

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸器からの離脱	○	二
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
4. 救急領域 (略)			
(新設)			

特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否	
栄養に係るカテ ーテル管理(中心 静脈カテーテル 管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	二	
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療に おける血流のない壊死組織 の除去	○	二	
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可	
創部ドレーン管 理関連	創部ドレーンの抜去	○	二	
動脈血液ガス分 析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	二	
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可	
栄養及び水分管 理に係る薬剤投 与関連	持続点滴中の高カロリー輸 液の投与量の調整	×	免除可	
	脱水症状に対する輸液によ る補正	○	二	
感染に係る薬剤 投与関連	感染徴候がある者に対する 薬剤の臨時の投与	○	二	
術後疼痛管理関 連	硬膜外カテーテルによる鎮 痛剤の投与及び投与量の調 整	○	二	
(別紙7)～(別紙8) (略)				(別紙7)～(別紙8) (略)
様式1				様式1
様式2				様式2
様式3				様式3
様式4				様式4
様式5				様式5
様式6				様式6

(別添)

様式7

様式8

参考

様式7

様式8

参考